

所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止する旨の公告

下記の土地について、表題部所有者不明土地の登記及び管理の適正化に関する法律（令和元年法律第15号）第17条の規定により、所有者等の探索、所有者等の特定及び登記に係る手続を中止したので、同条後段の規定により、公告する。

令和7年7月3日

さいたま地方法務局東松山支局 登記官 関 田 徹

記

1 手続番号	2 表題部所有者不明土地に係る所在事項
第 0304-2024-0415 号	比企郡ときがわ町大字日影字下2 1 2番2
第 0304-2024-0416 号	比企郡ときがわ町大字日影字下2 1 2番5